

# 安芸市一般廃棄物処理基本計画

【平成 29 年度～平成 38 年度】

まぜればゴミ 分ければ資源



安芸市ごみ減量化推進キャラクター  
くいしんぼ くまあきくん

平成 29 年 4 月  
安 芸 市

## < 目 次 >

### I 基本的な事項

1	基本的な事項	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画対象区域	2

### II ごみ処理基本計画

#### 第1章 ごみ処理の現状

1	計画収集人口	3
2	分別収集区分	3
3	ごみ処理の流れ	7
4	収集体制、収集車両台数	9
5	ごみの排出量	10
6	資源ごみの分別収集	11
7	中間処理の状況	12
8	最終処分の状況	12
9	現状の問題点および課題点	13

#### 第2章 ごみ量の予測

1	将来人口予測	15
2	ごみ排出量の予測	15

#### 第3章 計画の目標

1	基本方針	17
2	目標値の設定	17

#### 第4章 計画の施策

1	基本方針を達成するための施策	20
2	施策を推進していくための市・市民・事業者の役割	24

### III 生活排水処理基本計画

1	生活排水処理の現状と課題	26
2	し尿処理等の予測	29
3	計画の施策	30

## I 基本的な事項

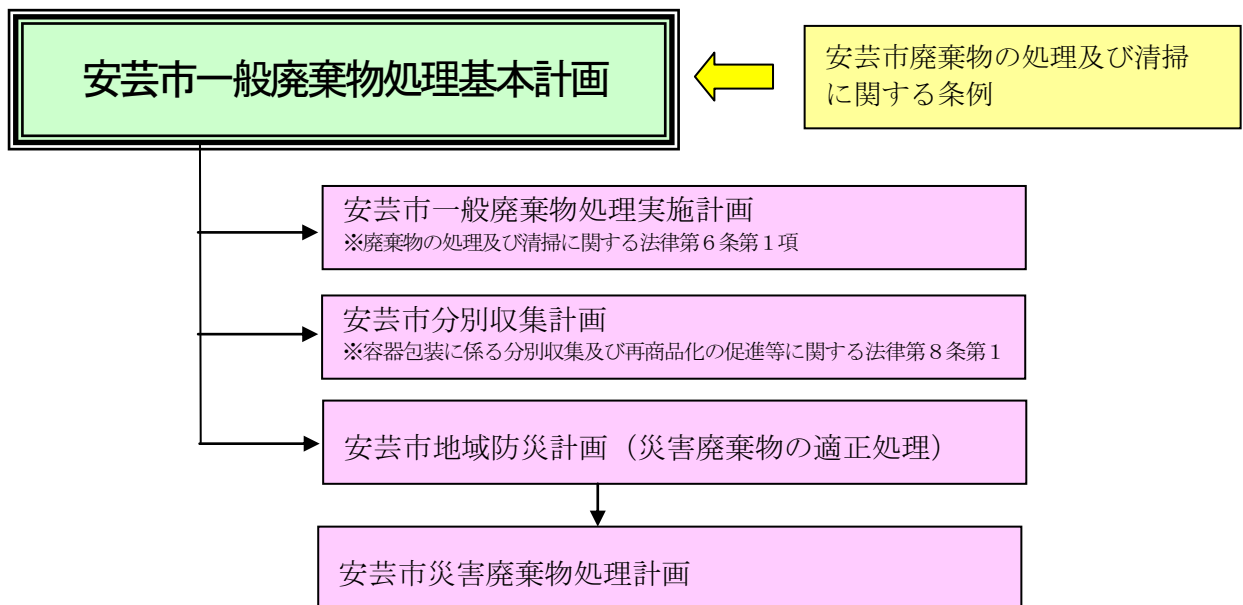
本市の美しい自然環境を次世代に引き継ぐためには、物質的豊かさや効率のみを追い求める考え方から、環境への負荷を減らし自然との調和を重視する考え方へと人間社会を変えていかなければなりません。

そのため平成7年から「まぜればゴミ 分ければ資源」を合言葉に、リサイクルを中心としたごみ処理に取り組み、市民のみなさんが資源ごみを出しやすい体制づくりを構築してまいりました。

近年、市民・事業者・行政のそれぞれの責任と役割の中で、①発生抑制、②資源化の推進、③適正処理を図ることがますます重要になってきています。

本計画は、「まぜればゴミ 分ければ資源」を合言葉に、循環型社会の構築に向けた取り組みをさらに強化し、その次のステージであるごみの排出抑制に向け、いっそう踏み込んでいくために策定するものです。

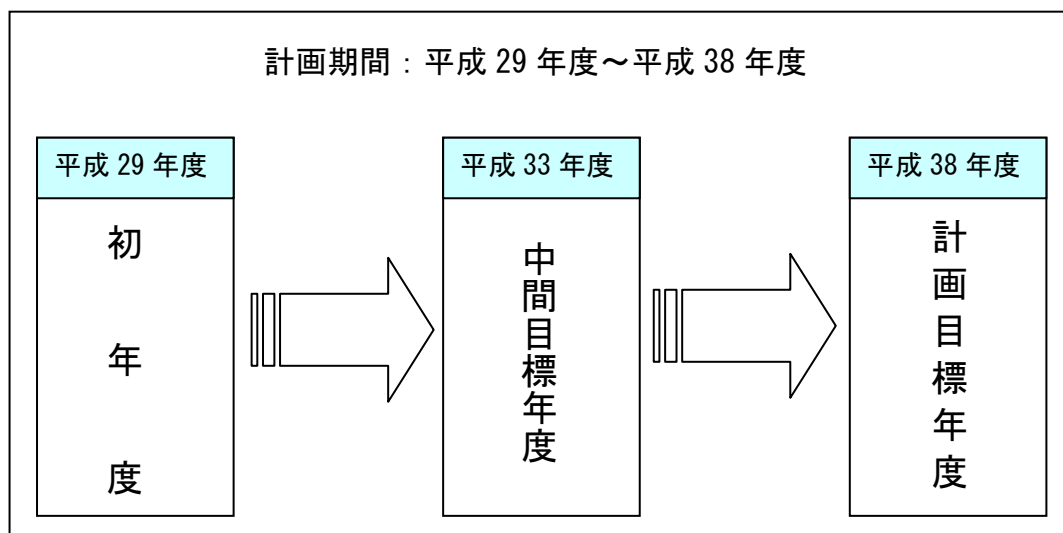
### 2 計画の位置付け



### 3 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、厚生省通知（平成4年8月13日衛環第233号）により、計画策定時より概ね10年～15年度とし、概ね5年ごとに見直しすることとされています。

これに伴い、本計画の計画期間並びに目標年度及び中間目標年度を以下のとおり定めます。



### 4 計画対象区域

計画対象区域は、本市全域とします。

## Ⅱ ごみ処理基本計画

### 第1章 ごみ処理の現状

#### 1 計画収集人口

平成23年度から平成27年度における計画収集人口は次のとおりです。  
これで見ると、人口は減少傾向を示しています。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人 口（人）	19,377	19,135	18,824	18,458	18,100
世帯数（世帯）	8,811	8,727	8,654	8,564	8,496

※人口及び世帯数は各年度末の数値です。

#### 2 分別収集区分

##### (1) 家庭系ごみ

###### ア 分別区分

本市の一般家庭から排出されるごみは、「一般ごみ」、「金属ごみ」、「水銀を含む有害ごみ」、「資源ごみ」の4つに大別されます。「資源ごみ」は、「缶」、「ビン」、「ペットボトル」、「紙類」「布類」などさらに11分類に細分化しており、全体で14分類に分別されています。

###### イ 収集方法

収集方法は、「一般ごみ」、「金属ごみ」、「缶・紙・布・ペットボトル」をステーション方式（一部戸別方式）で収集し、「ビン」、「水銀を含む有害ごみ」を拠点方式による回収で行っています。

##### (2) 事業系ごみ

会社・商店等の事業活動に伴って排出されるごみは、事業所自らがごみ処分場へ持ち込み処理するか、自ら処理をすることが出来ない場合は廃棄物処理の許可業者に委託し処分します。

##### (3) 特定家庭用機器廃棄物（家電リサイクル対象製品）

家電リサイクル法により、家庭用電気製品のうち「エアコン」、「テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」の4品目について、小売業者による引取りと製造業者等によるリサイクルが義務付けられています。

また、消費者は、この家電4品目を廃棄する際はリサイクル料金等を支払うことなどが定められています。

そのため本市では、この家電4品目の排出時には、排出者自身が①家電販売店に引き取りを

依頼するか、②指定取引所へ直接搬入する③安芸市一般廃棄物最終処分場に搬入することとなります。

(4) 家庭用パソコン対象機器

資源有効利用促進法に基づき、家庭で使われなくなったパソコンは、製造業者が回収し、リサイクルを実施しています。

一方で本市は、小型家電リサイクル法の対象品目であるため、金属ごみとして収集し、リサイクル業者に売却しています。

(5) 市で処理できないもの

次の品目については、本市では処理できませんので購入した店に引き取りを依頼するか、専門業者に収集運搬や処分を依頼します。

ア 有害性のある物・・・農薬等の劇薬及び毒薬等、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物、アスベスト含有物（飛散性）

イ 危険性のある物・・・火薬類、化学薬品類

ウ 引火性のある物・・・ガソリン、灯油等の石油類、廃油、塗料、シンナー類

エ 著しく悪臭を発する物・・・汚物類

オ 特別管理一般廃棄物・・・在宅医療廃棄物のうち、注射針等鋭利な物及び感染性の高い物、その他の感染性廃棄物

オ 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生ずる物

車輻系廃棄物・・・原付・オートバイ及び自動車等部品、タイヤ、バッテリー

エンジン付機械・工具・・・チェーンソー、草刈り機、発電機

その他・・・瓦、ブロック、レンガ、セメント、建設廃材、ポンペ

(6) 災害廃棄物処理

本市では、自然災害で発生する災害廃棄物の処理について、災害の発生時においては、この計画に基づき廃棄物の適正処理を行います。

家庭系ごみの分別区分及び収集方法等

区 分		収集回数・方法	収集容器等	処理方法	
資源ごみ	缶	アルミ缶	週1回 (中郷地区は月1回) ステーション方式	空き缶専用袋	資源化
		スチール缶			
		その他の缶			
	ビン	生きビン	2週間に1回 (畑山・尾川、東川地区 は週1回、中郷地区は月 1回) 拠点方式	原則として、プラスチック コンテナ	資源化
		無色透明			
		茶色 その他の色			
	ペットボトル		週1回 (中郷地区は月1回) ステーション方式	ペットボトル専用袋	資源化
紙 類	紙パック	週1回 (中郷地区は月1回) ステーション方式	紐で縛って出す  紐で縛るか紙袋に入れて 出す	資源化	
	新聞・チラシ				
	雑誌・本				
	ダンボール				
雑がみ					
古着・古布		拠点方式	紐で縛るか市販のビニール紙袋に入れて出す	資源化	
一般ごみ		週2回 ステーション方式及び 戸別方式	指定袋	溶融処理	
金属ごみ		2週間に1回 (畑山・尾川、東川地区 は週1回、中郷地区は月 1回) 拠点方式	指定袋	資源化	
水銀を含む有害ごみ		2週間に1回 (畑山・尾川、東川地区 は週1回、中郷地区は月 1回) 拠点方式	原則として、プラスチック コンテナ	資源化	

### 安芸市の分別収集等の歴史

時期	内容
昭和43年7月	東山不燃物処理場（伊尾木茂ヶ谷3938-1）供用開始
昭和48年7月	白馬清掃場（下山白馬2159）供用開始
平成4年4月	市内12カ所の公民館で月1回、缶・紙・乾電池などの分別収集開始
平成6年6月	市内全域拠点130カ所で月1回、缶・ビン・紙・乾電池などの分別収集開始
平成7年4月	毎週水曜日を「リサイクルの日」として定め、分別収集本格実施
平成7年5月	安芸市一般廃棄物最終処分場（伊尾木黒瀬谷山奥下モ4035-イ）供用開始
平成7年8月	東山不燃物処理場（伊尾木茂ヶ谷3938-1）運転停止
平成8年4月	畑山・尾川・東川で月1回、缶・ビン・紙・乾電池などの分別収集開始
平成8年10月	「リサイクルの日」に紙パック・ペットボトルを新たな品目として追加
平成10年4月	市内全ステーション480カ所で、缶・紙の収集を月1回から週1回に拡大
平成10年4月	市内全域拠点200カ所に増加し、ビン・ペットボトル・乾電池の収集を月2回に拡大
平成11年3月	月2回のビン・ペットボトル等の収集に白色トレイを新たな品目として追加
平成11年9月	プラスチック容器包装の分別収集開始に向け公民館等16カ所で説明会
平成11年10月	月2回のビン・ペットボトル等の収集にプラスチック容器包装を新たな品目として追加
平成12年1・2月	ごみ収集袋の指定と有料化に向け、公民館や全集会所等で説明会（述べ2,700人出席）
平成12年4月	ごみ収集袋の指定と有料化開始
平成12年4月	安芸市リサイクルプラザ（伊尾木黒瀬谷山奥下モ4035-イ）供用開始
平成13年4月	市内全ステーション480カ所でペットボトルを月2回から週1回に拡大
平成14年11月	白馬清掃場運転停止
平成14年12月	ダイオキシン類特措法に対応するため、芸東衛生組合（室戸市佐喜浜）でごみ焼却
平成16年4月	白色トレイをプラスチック容器包装として分別品目を縮小
平成16年4月	汚泥再生処理センター清浄苑（川北甲 1840）供用開始
平成17年11月	安芸広域メルトセンター試運転開始
平成17年12月	安芸市リサイクルプラザ運転停止
平成17年12月	溶融処理が可能となり、市民の負担を減らすため、プラスチック容器包装の分別を廃止
平成18年4月	安芸広域メルトセンター（伊尾木宇黒瀬谷山奥4034-1他）供用開始
平成23年10月	ごみ出しが困難な方への週1回の戸別収集開始
平成28年4月	缶・紙・布・ペットボトルの日に雑がみを分別品目に追加



### 3 ごみ処理の流れ

(平成27年度)

排出量 7,281 t (ごみ処理量 6,217 t + リサイクル量 1,064 t)

家庭系 一般ごみ	事業系 一般ごみ	有害ごみ (水銀含 む)	紙・布	ペットボトル	缶	ビン	小型家電 ・鉄くず
4,969 t	1,248 t	13 t	645 t	54 t	79 t	96 t	177 t



安芸広域メルトセンター
《溶融炉》
6,217 t



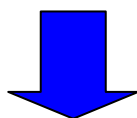
資源化
(メタル・スラグ)



安芸市一般廃棄物最終処分場
《リサイクルプラザ》



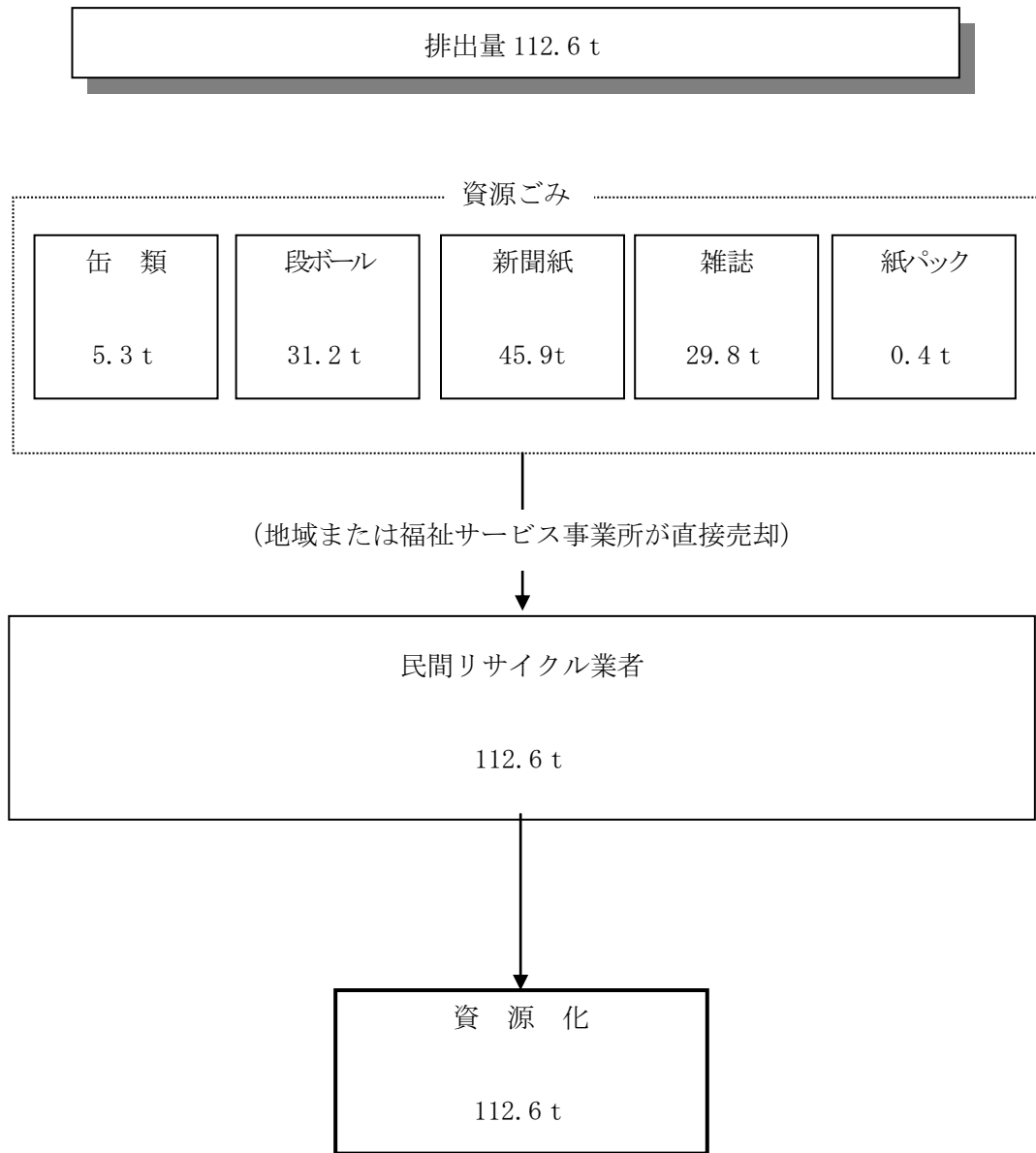
資源化
1,064 t



平成18年度から

埋め立てゼロ

(平成27年度) 民間のリサイクル回収状況



#### 4 収集体制、収集車両台数（一般収集）

《平成28年度の状況》

収集区域			収集人員	収集車両	
月曜日	一般ごみ	(赤野、穴内、馬ノ丁、津久茂町、千歳町、清和町、寿町、日ノ出町、伊尾木、下山、本町、土居、僧津)	直営 11名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般ごみ</li> <li>4tP 3台</li> <li>2tD 1台</li> <li>計 4台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 缶紙布P</li> <li>4tP 1台</li> <li>2tD 1台</li> <li>2t幌 1台</li> <li>計 3台</li> </ul>
	缶紙布P	(幸町、宝永町、久世町、庄之芝町、染井町、桜ヶ丘町)			
火曜日	一般ごみ	(幸町、宝永町、久世町、庄之芝町、染井町、桜ヶ丘町、黒鳥、植野、井ノ口、栃ノ木、港町、矢ノ丸、花園町、柳田団地、川北、江川、内原野、花、小松原)	直営 11名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般ごみ</li> <li>4tP 3台</li> <li>計 3台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 缶紙布P</li> <li>4tP 1台</li> <li>2tD 2台</li> <li>2t幌 1台</li> <li>計 4台</li> </ul>
	缶紙布P	(伊尾木、下山、本町、土居、僧津)			
第1・3水曜日	ビン有害	(赤野、穴内、馬ノ丁、津久茂町、千歳町、清和町、寿町、日ノ出町、幸町、宝永町、久世町、庄之芝町、染井町、桜ヶ丘町)	直営 10名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビン有害ごみ</li> <li>2tD 1台</li> <li>2t幌 1台</li> <li>計 2台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属ごみ</li> <li>4tP 2台</li> <li>計 5台</li> </ul>
	金属ごみ	(港町、矢ノ丸、花園町、柳田団地、川北、江川、内原野、花、小松原、伊尾木、下山、本町、土居、僧津)			
第2・4水曜日	ビン有害	(港町、矢ノ丸、花園町、柳田団地、川北、江川、内原野、花、小松原、伊尾木、下山、本町、土居、僧津)			
金属ごみ	(赤野、穴内、馬ノ丁、津久茂町、千歳町、清和町、寿町、日ノ出町、幸町、宝永町、久世町、庄之芝町、染井町、桜ヶ丘町)				
水曜日	全て	(畑山、尾川、東川) * 第3水曜日のみ中郷		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山間部全て</li> <li>4tP 1台</li> <li>2tD 1台</li> <li>計 2台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸別収集</li> <li>軽D 1台</li> <li>計 2台</li> </ul>
木曜日	一般ごみ	(赤野、穴内、馬ノ丁、津久茂町、千歳町、清和町、寿町、日ノ出町、伊尾木、下山、本町、土居、僧津)	直営 11名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般ごみ</li> <li>4tP 3台</li> <li>2tD 1台</li> <li>計 4台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 缶紙布P</li> <li>4tP 1台</li> <li>2tD 1台</li> <li>2t幌 1台</li> <li>計 3台</li> </ul>
	缶紙布P	(港町、矢ノ丸、花園町、柳田団地、川北、江川、内原野、花、小松原)			
金曜日	一般ごみ	(幸町、宝永町、久世町、庄之芝町、染井町、桜ヶ丘町、黒鳥、植野、井ノ口、栃ノ木、港町、矢ノ丸、花園町、柳田団地、川北、江川、内原野、花、小松原)	直営 10名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般ごみ</li> <li>4tP 3台</li> <li>2tD 1台</li> <li>計 4台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 缶紙布P</li> <li>4tP 1台</li> <li>2tD 1台</li> <li>2t幌 1台</li> <li>計 3台</li> </ul>
	缶紙布P	(赤野、穴内、馬ノ丁、津久茂町、千歳町、清和町、寿町、日ノ出町)			
合計			53名	<ul style="list-style-type: none"> <li>4tP 19台</li> <li>2tD 10台</li> <li>計 29台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2t幌 5台</li> <li>軽D 1台</li> <li>計 6台</li> </ul>

※缶紙布Pは、「缶・紙・布・ペットボトルの日」の略です。

※戸別収集は、介護保険制度の要支援または要介護認定等を受けられており、ごみ出しの支援が必要と認められた世帯に直接ご自宅へ回収に伺っています。

## 5 ごみの排出量

平成23年度から平成27年度までの年間のごみ排出量は、次のとおりです。

区分(単位)			年度				
			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
行政区域内人口 (人)			19,377	19,135	18,824	18,458	18,100
計画収集人口 (人)			19,377	19,135	18,824	18,458	18,100
自家処理人口 (人)			0	0	0	0	0
総排出量	家庭ごみ	一般・金属ごみ	3,869	3,917	3,850	3,839	3,735
		資源ごみ	1,059	999	1,005	960	892
		計	4,928	4,916	4,855	4,799	4,627
	事業系ごみ		1,121	1,149	1,179	1,278	1,248
	直接搬入等		1,053	1,016	985	1,497	1,406
	合計		7,102	7,081	7,019	7,574	7,281
	総処理量	リサイクル量		1,273	1,192	1,144	1,136
処理量		5,826	5,891	5,881	6,443	6,217	
合計		7,102	7,081	7,019	7,574	7,281	
リサイクル率		17.92%	16.83%	16.29%	14.99%	14.61%	
一人当たりの排出当量	家庭ごみ収集 一般・金属ごみ (g)		547	561	560	570	565
	家庭ごみ収集 資源ごみ (g)		150	143	146	142	135
	総排出量 (g)		1,004	1,014	1,022	1,124	1,102
	リサイクル量 (g)		180	170	166	168	161

## 6 資源ごみの分別収集

資源ごみは、「缶」、「新聞・チラシ」、「雑誌」、「ダンボール」、「紙パック」、「雑がみ」、「古着・古布」、「ペットボトル」、「無色透明ビン」、「茶色ビン」、「その他の色ビン」、の11分類で分別収集しています。

なお、缶は缶自動選別機でアルミ缶とスチール缶に分けています。

「生きビン」は状態の良いものを手選別し、資源化しています。

粗大ごみの中にも含まれる鉄類についても、破碎処理後、磁力選別し、資源化しています。あわせて小型家電についても、手選別し、資源化しています。

水銀を含む乾電池や蛍光灯は、有害ごみに分類していますが、資源化しております。

(単位：t)

区分		年度				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
缶類	アルミ	46	49	45	48	47
	スチール	56	56	46	45	32
紙類	新聞・チラシ	293	269	268	246	227
	雑誌	290	258	231	216	208
	ダンボール	168	143	143	135	141
	紙パック	2	1	1	1	1
	雑がみ	-	5	6	7	6
古着・古布		63	60	62	58	61
ペットボトル		52	50	56	53	54
ビン類	無色透明	57	59	60	66	39
	茶色	30	44	45	41	40
	その他の色	13	14	13	13	13
	生きビン	10	8	7	6	5
鉄・アルミ類		127	115	98	136	115
家電雑品		53	52	55	57	62
水銀を含む有害ごみ		13	9	8	8	13
合計		1,273	1,192	1,144	1,136	1,064

## 7 中間処理の状況

### (1) 中間処理施設の概要

本市では、排出されたごみは、安芸広域メルトセンター、安芸市一般廃棄物最終処分場（リサイクルプラザ）で処理されています。

#### ア 安芸広域メルトセンター（溶融炉）

所在地	安芸市伊尾木字黒瀬谷山奥4034-1他
敷地面積	17,823.98㎡
建築面積	2,986.17㎡
延床面積	6,300.44㎡
稼働開始	2006年（平成18年4月）
処理能力	80 t /24h（40 t /24h×2炉）
処理方式	直接溶融・資源化システム
余熱利用	蒸気タービン発電〔定格1,700kw〕
粗大ごみ粗破砕機	4 t /h
処理対象物	資源ごみを除く可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、汚泥
溶融物利用	溶融物（スラグ、メタル）は、全量を資源として利用

#### イ 安芸市一般廃棄物最終処分場（リサイクルプラザ）

所在地	安芸市伊尾木字黒瀬谷山奥下モ4035-イ
敷地面積	1,890㎡
稼働開始	1995年（平成7年4月）
主要設備 処理能力	不燃性粗大ごみ破砕機4.8t/日 可燃性粗大ごみ破砕機0.2t/日 自動選別缶圧縮機1.2t/日 ペットボトル圧縮梱包器0.2 t /日 紙布類ストックヤード ビンストックヤード
その他	蛍光灯破砕機、スチロールポストを設置

## 8 最終処分の状況

安芸広域メルトセンターが稼働した平成18年4月からは埋め立て処理をしていません。

## 9 現状の問題点及び課題

### (1) 市民、事業者、行政が協働して取り組む必要性

ごみの発生抑制や減量・資源化を推進していくためには、市民、事業者、行政が協働して取り組む体制が重要で、今後、この体制を構築するようになっていくよう努めます。

### (2) ごみの発生抑制

ごみの総排出量は、平成23年度と平成27年度を比較すると年間179 t 増加しています。本市の1人1日あたりの排出量（平成27年度）は1,102 g であり、高知県全体の1人1日あたりの排出量（平成26年度）の958 g を大きく上回っています。

平成12年度のごみ収集袋の指定・有料化でごみは減少しました。その後、平成14年12月からのダイオキシン類対策特別措置法への対応による暫定処理で安芸市から芸東衛生組合（室戸市佐喜浜）までごみを運搬しなければならなくなり、市民にごみ減量化を呼びかけ、再びごみは減少しました。

平成18年4月から安芸広域メルトセンターが稼働し、「何でも熔融処理できる」という意識から、3R：リデュース（必要なものを必要なだけ買う、ごみそのものを減らす）：リユース（何回もくり返し使う、ものを大切にし、すぐに捨てない）：リサイクル（分別して資源化する、資源化された商品積極的に選ぶ）という排出抑制の意識が薄れたため、平成27年度からはごみ減量化への取り組みを仕切り直し、「食品ロス」などを中心に広報あきで記事を掲載し、啓発しています。

### (3) ごみの資源化の推進

安芸市のリサイクル率は平成16年頃約30%に迫る勢いでしたが、現在は急激に低下し、半減しています。安芸市のリサイクル率（平成27年度）は14.6%であり、高知県のリサイクル率（平成26年度）21.8%を大きく下回っています。

分別収集開始当時、積極にご協力いただいていた方から世代も移り変わってきたことから、若い世代にリサイクルの意識を構築する取り組みが不可欠です。

平成28年度から雑がみの分別収集をスタートさせるとともに、公民館や地域の集まりで説明するほか、公民館及び量販店でのパネル展を実施しています。

### (4) 事業系ごみへの対応について

本市のごみ処理量の約15%以上が事業系ごみであり、家庭ごみへの対応のみならず、事業系ごみについても減量化、資源化の取り組みが必要となっています。

### (5) 環境学習について

安芸市一般廃棄物最終処分場や安芸市清浄苑へ市内小学生が社会科見学で訪れます。また、中学校になると安芸市一般廃棄物最終処分場で体験学習を受け入れする場合があります。

ごみ出しは生活に欠かせないものであり、環境学習の場をさらに創出する取り組みが必要です。平成28年度は雑がみの分別や食品ロスをなくす取り組みを知っていただくため、ごみ減量

化推進キャラクター「くいしんぼくまあきくん」の4コマ漫画を保育所や小学校を通じて子どもへ、その子どもを通じて保護者へ配付するよう取り組みました。

(6) 高齢者のみの世帯等の粗大ごみの戸別収集の開始について

ごみ収集指定袋に入らないごみは粗大ごみと位置づけており、ごみ出しの支援が必要な方への戸別収集に加えて、75歳以上の高齢者や障害者、自動車運転免許証を持っていない者のみの世帯の粗大ごみ収集への取り組みを開始します。



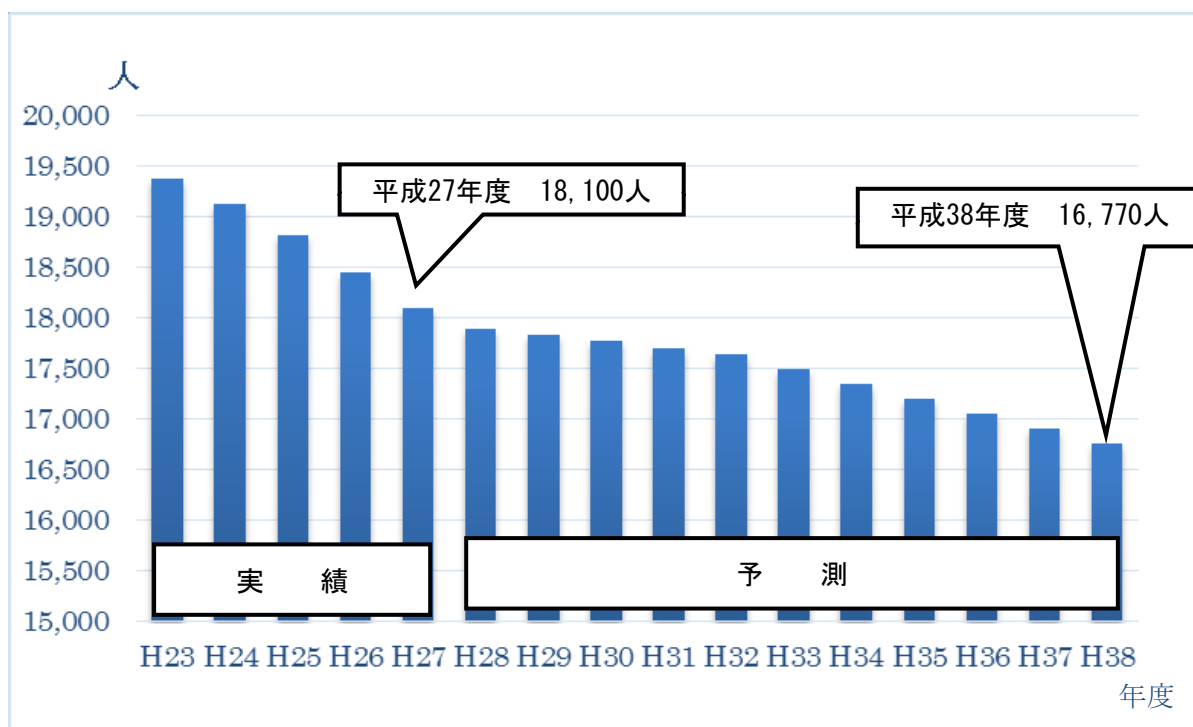
## 第2章 ごみ量の予測

### 1 将来人口予測

将来人口の予測は、平成27年10月の「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口の推計「目指す姿」を参考に予測します。

単位：人

年度	実績（3月31日現在）					予 測										
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
人口	19,377	19,135	18,824	18,458	18,100	17,900	17,835	17,770	17,704	17,639	17,493	17,347	17,201	17,054	16,907	16,770

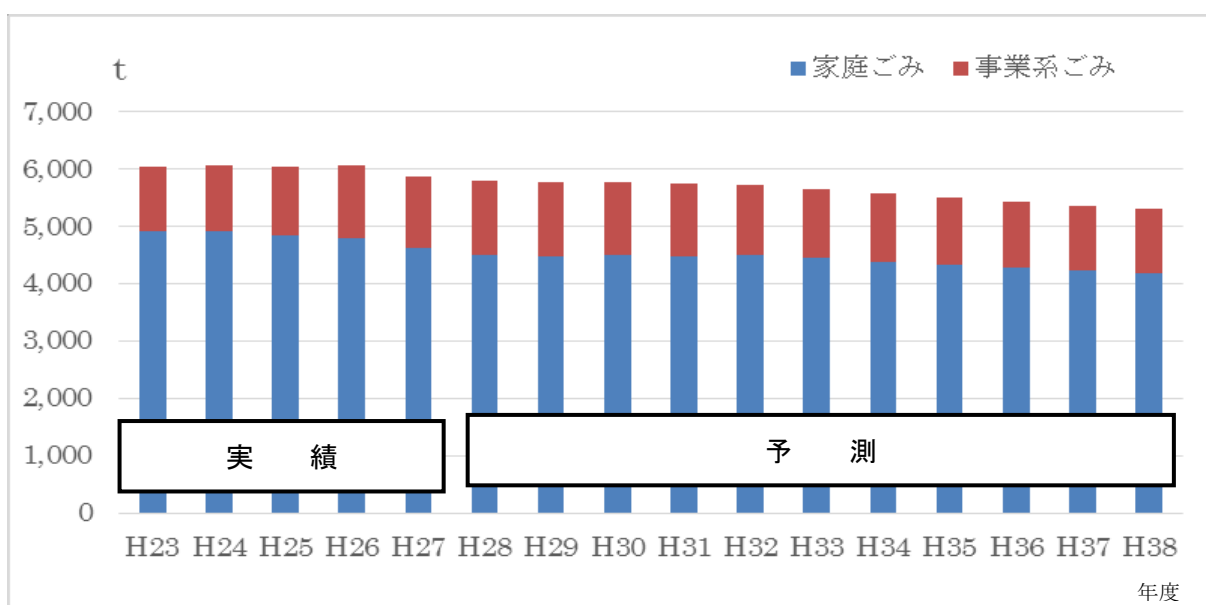


### 2 ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測については、過去5年間の実績をもとに将来の家庭ごみ量と事業系ごみ量、直接搬入量、リサイクル量などを推計したものと、安芸市実施計画をリンクさせ作成した。

単位：t

	実 績					予 測										
	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	H 3 6	H 3 7	H 3 8
家庭ごみ	4,928	4,916	4,855	4,799	4,627	4,495	4,492	4,495	4,491	4,494	4,438	4,382	4,326	4,270	4,215	4,162
事業系ごみ	1,121	1,149	1,179	1,278	1,248	1,314	1,273	1,232	1,191	1,150	1,109	1,068	1,027	986	945	904
直接搬入	1,053	1,016	985	1,497	1,406	1,349	1,294	1,239	1,184	1,129	1,074	1,019	964	909	854	799
総排出量	7,102	7,081	7,019	7,574	7,281	7,158	7,059	6,966	6,866	6,773	6,621	6,469	6,317	6,165	6,014	5,865
リサイクル量	1,273	1,192	1,144	1,136	1,064	985	1,059	1,115	1,167	1,219	1,212	1,203	1,200	1,190	1,179	1,173



### 第3章 計画の目標

#### 1 基本方針

① ごみの発生抑制

② ごみの資源化の推進

③ 事業系ごみ減量化の推進

#### 2 目標値の設定

本計画では、次のとおり目標値を設定し、ごみの減量化・資源化を推進します。

##### 《減量化目標》

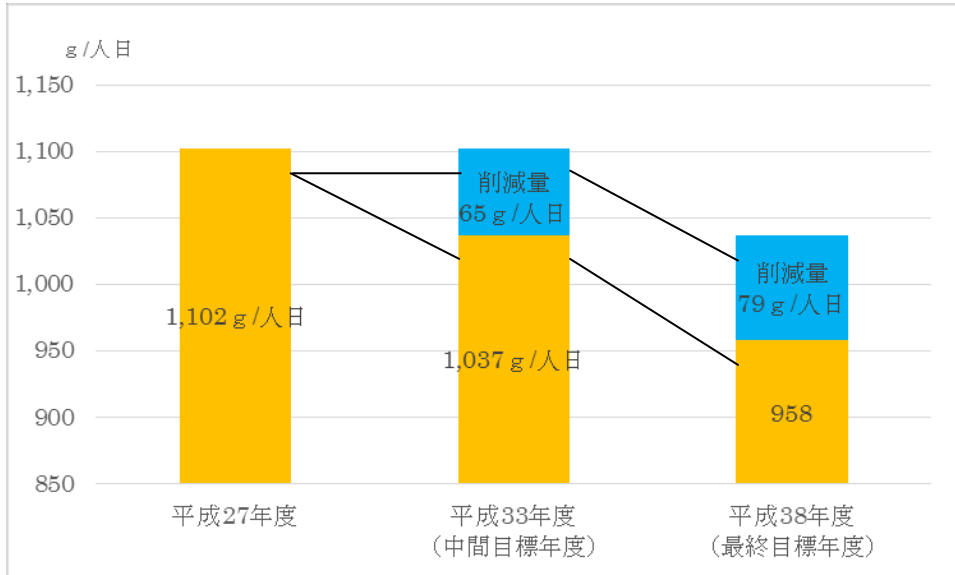
1人1日当たりの排出量を最終目標年度である平成38年度までに平成26年度の高知県全体のレベルまで削減する。

平成27年度1,102g/人日 ⇒ 平成38年度958g/人日

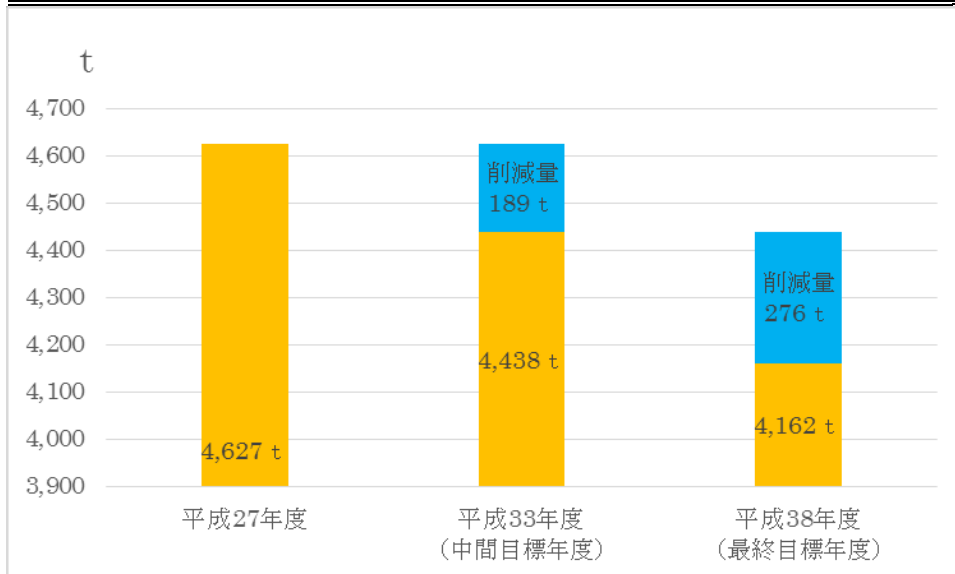
##### 《資源化目標》

リサイクル率を最終目標年度となる平成38年度までに20%まで引き上げる。

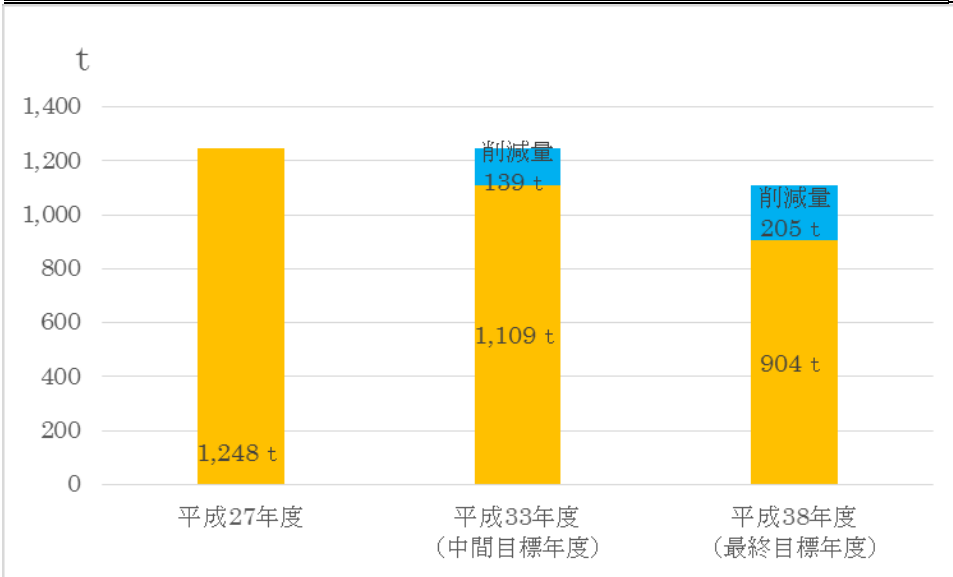
○ 1人1日当たりのごみ排出量			
	平成27年度	平成33年度 (中間目標年度)	平成38年度 (最終目標年度)
ごみ排出量及び目標値	1,102 g/人日	1,037 g/人日	958 g/人日



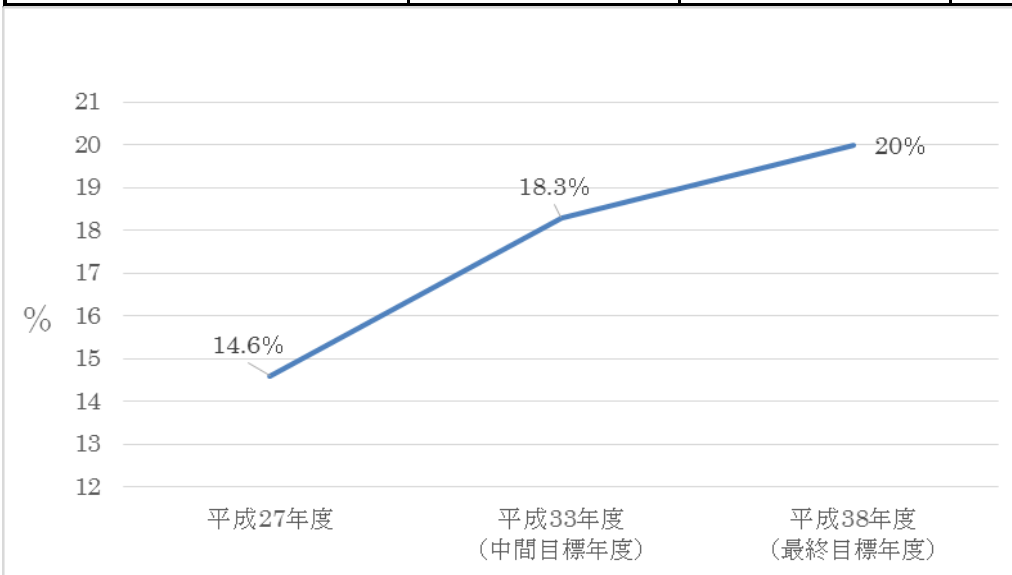
○ 家庭系ごみ排出量			
	平成27年度	平成33年度 (中間目標年度)	平成38年度 (最終目標年度)
ごみ排出量及び目標値	4,627 t	4,438 t	4,162 t



○ 事業系ごみの排出量			
	平成27年度	平成33年度 (中間目標年度)	平成38年度 (最終目標年度)
ごみ排出量及び目標値	1,248 t	1,109 t	904 t



○ リサイクル率			
	平成27年度	平成33年度 (中間目標年度)	平成38年度 (最終目標年度)
リサイクル率及び目標値	14.6%	18.3%	20%



## 第4章 計画の施策

### 1 基本方針を達成するための施策

#### ①『ごみの発生抑制』をするために

- 1 ごみ減量化の啓発
- 2 環境教育・学習の推進
- 3 生ごみの自家処理の推進
- 4 食べ切り運動（食品ロスの削減）の推進
- 5 簡易包装等の運動の推進
- 6 マイバッグ運動の推進
- 7 グリーン購入の推進
- 8 公共施設及びイベントごみの分別・減量化の推進
- 9 市役所職員が率先して各種取り組み推進

#### 施策1 ごみ減量化の啓発

ごみを減らすには、市民一人ひとりが生活スタイルを見直すことが大切です。「もったいない」という精神を思い出し、日常生活の中に3R：リデュース（必要なものを必要なだけ買う、ごみそのものを減らす）：リユース（何回もくり返し使う、ものを大切にし、すぐに捨てない）：リサイクル（分別して再資源化する）という自主的な行動がとれるよう広報、安芸市HP、イベント等を通じて啓発を図ります。

ごみ質調査を実施し、排出されるごみ質の把握に努めるほか、ごみ処理の状況を4半期毎に分析し、適切な減量化の啓発ができるよう取り組みます。

#### 施策2 環境教育・学習の推進

ごみの発生抑制や再資源化に関する意識の高揚を図るため、学校や職場、地域社会の場での環境教育や環境学習への取り組みを充実させます。また、それらの一環として、ごみ処理や環境問題に関する講演会、講習会等の学習機会を創出していきます。

特に小学生や保育園児など、小さいときからごみのことに考えるきっかけづくりをいたします。

#### 施策3 生ごみの自家処理の推進

生ごみの自家処理は、ごみ減量化に有効な手段であり、自家処理が広くかつ効果的に実践されるよう、ごみ減量化促進事業費補助金の啓発をさらに強化していき、生ごみの自家処理を推進します。

#### 施策4 食べ切り運動（食品ロスの削減）の推進

市民に対して、必要な物を必要なだけ買うことをおすすしめし、家庭、外食や宴会での食べ切り運動を呼びかけます。

飲食店にも環境にやさしい店舗として、(仮称)食べ切り協力店の登録を促し、食べ切れる量をお聞きします。セットもので不要なものは省きますなど食べ切りしやすい環境を整えます。

安芸市清浄苑は生ごみと汚泥から堆肥「キラット」を作っていますが、食べ切り運動の啓発の拠点として、社会科見学に訪れた小学生などに食べ切り運動の必要性を呼びかけます。

#### 施策5 簡易包装等の運動の推進

市内約50店舗のごみ収集指定袋販売店（スーパーマーケット等の小売店）に協力を呼びかけ、簡易包装やバラ売り等による販売など、余分なごみを消費者に渡さない取り組みを推進します。

#### 施策6 マイバッグ運動の推進

市内約50店舗のごみ収集指定袋販売店（スーパーマーケット等の小売店）に協力を呼びかけ、消費者に対し、レジ袋削減の協力を啓発します。

#### 施策7 グリーン購入の推進

製品などを購入する際には、省エネルギー型のものやリサイクル可能なものなど、環境に与える影響ができるだけ少ないものを優先的に選択することが必要です。公的機関や事業所、家庭において、積極的にグリーン購入に努めるよう推進します。

#### 施策8 公共施設及びイベントごみの分別・減量化の推進

市役所及び公共施設から排出されるごみのリサイクル運動を引き続き実施します。

スポーツイベントや観光イベント等ではごみの減量化を図り、イベントに参加した人が自ら分別する体制づくりに取り組みます。

#### 施策9 市役所職員が率先して各種取り組み推進

ごみ排出抑制やリサイクルについては、市民・事業者の協力があってこそその取り組みですが、地域でも職場においても、市役所職員は他の模範となるべき存在であり、市役所職員が率先して取り組むよう職員研修や職員組合などを通じて、意識高揚につながる取り組みをすすめます。

## ②『ごみの資源化の推進』をするために

- 1 ごみの分別排出の推進
- 2 資源ごみの回収品目の拡大
- 3 ビン・有害ごみの拠点ステーションの増設

### 施策1 ごみの分別排出の推進

環境への負荷の低減に考慮したごみの排出には、ごみの分別排出が大変重要です。分別することでビールビン、一升ビンなどは再使用され、資源ごみはリサイクルすることができます。

よって、ごみ排出ルールを明確にし、市民や事業者に対する啓発活動を通じて、分別収集への協力及び理解を求めています。

### 施策2 資源ごみの回収品目の拡大

平成28年度から雑がみの分別収集を開始し、資源ごみの回収品目拡大を図りました。引き続き市民の負担が少ないもので、ごみ減量効果が大きい品目のものを、順次、拡大していきます。

### 施策3 ビン・有害ごみの拠点ステーションの増設

現在、缶・紙・布・ペットボトルのリサイクルステーションは全集積場所で行っていますが、ビン・有害ごみのコンテナ回収で行う拠点ステーションは約240ヶ所に留まっています。

このためビンを分別して出したくても距離が遠い地区があり、増設が可能な場所を再調査するとともに、地域住民の声も把握しながら、拠点ステーションの増設に努め、市民が資源ごみを出しやすい環境を作ります。



### ③『事業系ごみの減量化推進』をするために

- 1 事業所から排出されるごみの状況把握と訪問指導
- 2 各事業所から排出されるごみ量の見える化

#### 施策1 事業所から排出されるごみの状況把握と訪問指導

事業活動に伴って生じたごみは、事業者の責任において適正に処理されるものであり、多量排出事業者や著しい増加が見込まれる事業所については、安芸広域メルトセンターや一般廃棄物最終処分場へ持ちこまれるごみを抜き打ちで調査し、ごみの状況把握に努めます。

必要な場合は直接事業所を訪問し、ごみ減量化について指導します。

#### 施策2 各事業所から排出されるごみ量の見える化

各事業所に対して、安芸広域メルトセンターや一般廃棄物最終処分場へ持ちこまれたごみ量を前年と対比して報告します。

あわせて、HPなどを通じて、事業系ごみの状況を市民に公表し、ごみ量の見える化を図ります。

## 2 施策を推進していくための市・市民・事業者の役割

### ① ごみの発生抑制

区分		市	市民	事業者
①	ごみ減量化の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報、啓発活動の強化</li> <li>・ 情報の管理、公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報、啓発事項の認識</li> <li>・ 情報の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報、啓発事項の認識</li> <li>・ 情報の活用</li> </ul>
②	環境教育学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講演会、講習会等の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習機会の利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習機会の利用</li> </ul>
③	生ごみの自家処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民、事業者への広報</li> <li>・ 補助制度の見直し</li> <li>・ 成果の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみ処理機等の活用、適正な維持管理、継続的な使用</li> <li>・ 生ごみの排出抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみ処理機等の設置</li> <li>・ 生ごみ処理機等の活用、適正な維持管理、継続的な使用</li> <li>・ 生ごみの排出抑制</li> </ul>
④	食べ切り運動（食品ロスの削減）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報、啓発活動の強化</li> <li>・ (仮称) 食べ切り協力店への協力呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買い物時の工夫</li> <li>・ 消費期限の近い商品を選び、すぐに食べる</li> <li>・ 食べ切り運動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食べ切りしやすい環境づくり</li> </ul>
⑤	簡易包装等の運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗等に協力要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過剰包装の拒否</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易包装の推進</li> <li>・ 梱包方法の工夫</li> <li>・ 不要な梱包材の回収再生利用</li> </ul>
⑥	マイバッグ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民、事業者への広報</li> <li>・ 市民に対するマイバッグ持参の協力要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイバッグの使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レジ袋削減の呼びかけ</li> </ul>
⑦	グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民、事業者への要請</li> <li>・ 再生品の紹介、周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生品の購入、使用</li> </ul>	(事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生品の購入、使用(小売店)</li> <li>・ 包装資材等への再生品使用</li> <li>・ リサイクルが容易な商品の開発、販売</li> </ul>
⑧	公共施設及びイベントごみの分別・減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者の意識改革</li> <li>・ 減量化・資源化の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別の協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別の協力</li> </ul>
⑨	市職員が率先して各種取り組み推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新採研修など職員研修の実施</li> <li>・ 地域でのごみ出しで他の模範となる意識・取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の職員に分別など困ったら、気軽に聞く</li> </ul>	—

## ② ごみの資源化の推進

施策		区分	市	市民	事業者
①	ごみの分別排出の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、事業者への広報、啓発</li> <li>・分別の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別排出の徹底</li> <li>・ごみ減量化、資源化の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別排出の徹底</li> <li>・ごみ減量化、資源化の実践</li> </ul>
②	資源ごみ回収品目の拡大		<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集実施の広報</li> <li>・収集運搬体制の整備</li> <li>・資源化ルートの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別排出の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物の積極的受入</li> </ul>
③	ビン。有害ごみの拠点ステーションの増設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出場所の確保</li> <li>・コンテナの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ごみステーション確保への協力</li> </ul>	—

## ③ 事業系ごみの減量化

施策		区分	市	市民	事業者
①	事業所から排出されるごみの状況把握と訪問指導		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごみの把握</li> <li>・処理施設での抜き打ち調査の実施</li> <li>・減量化、資源化の指導</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量化、資源化の実践</li> </ul>
②	各事業所から排出されるごみ量の見える化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期毎のごみ量を事業所へ通知</li> <li>・事業系ごみ量の市民への公表</li> </ul>	市が発信する情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ量の把握による事業所全体の意識啓発</li> </ul>

### Ⅲ 生活排水処理基本計画

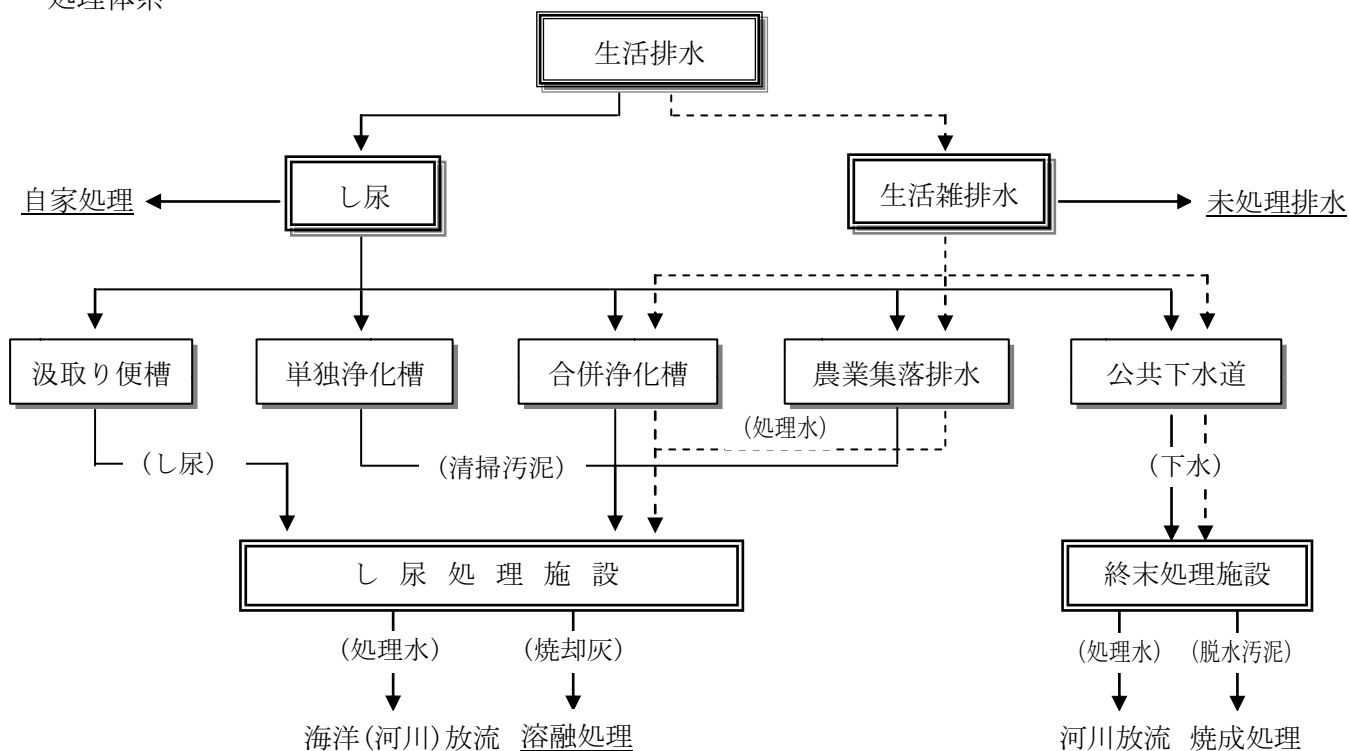
#### 1 生活排水処理の現状と課題

##### (1) 生活排水処理の概要

本市の生活排水処理体系は、次の体系図に示すようになっています。

また、本市の生活排水処理人口（下表）によると公共下水道や浄化槽人口などの水洗化人口の割合は増加し、汲み取りによるし尿処理人口は年々減少しています。

処理体系



生活排水処理人口

(単位：人)

区分 \ 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
行政区域内人口	19,377	19,135	18,824	18,458	18,100
し尿処理人口	11,002	10,513	9,399	8,769	8,385
浄化槽人口	3,880	4,119	4,943	5,239	5,333
農業集落排水人口	592	594	601	607	596
公共下水道人口	3,903	3,909	3,877	3,843	3,786
自家処理人口	0	0	0	0	0

## (2) し尿・浄化槽汚泥の収集量

(単位：k l)

項目		年度				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総収集量		9,756	9,904	9,409	9,366	9,193
し尿	収集量	8,331	8,456	6,350	6,330	6,462
	割合 (%)	85.39	85.38	67.49	67.58	70.29
浄化槽汚泥	収集量	1,425	1,448	3,059	3,036	2,731
	割合 (%)	14.61	14.62	32.51	32.42	29.71

\* 浄化槽汚泥の増加を受けて、平成25年度からし尿収集業者の施設搬入割合を変更した。

## (3) 収集体制、収集車両台数

現在、し尿・浄化槽汚泥については、本市の許可業者が収集・運搬しています。

今後、浄化槽の普及により、し尿収集人口は減少の方向で推移することが予測されることから、処理量の動向に十分留意しつつ、効率的な処理体制の整備を図っていくことが必要です。

収集区域	許可業者	収集車両	
安芸市全域	芸陽清掃社	2,700ℓ車 1台	2台
		1,800ℓ車 1台	
	ピ-スハウスM(株) 西部衛生社	1,800ℓ車 2台	2台
		畠山衛生社	2,700ℓ車 1台 1,800ℓ車 1台
	安芸清掃社	1,800ℓ車 2台	2台
合計	4業者		8台

#### (4) 処理施設の概要

許可業者が収集運搬したし尿・浄化槽汚泥の全量を施設で処理しています。

安芸市清浄苑については、稼動開始後12年を経過しており、事前の点検整備と計画的な修繕を行うことにより適正な処理ができるよう努めています。

##### 安芸市清浄苑

所在地	安芸市川北甲1840番地
敷地面積	2,602㎡
延床面積	1,758㎡
稼動開始	2004年（平成16年4月）
処理能力	30Kℓ/日（し尿21Kℓ/日、浄化槽汚泥9Kℓ/日） 生ごみ100kg/日
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式

#### (5) 浄化槽

本市では、公共下水道や農業集落排水の未整備地域において、平成元年度から浄化槽の設置に対する補助事業を実施しています。浄化槽の機能を十分に発揮させるためには、適正な施工とともに、適切な維持管理が必要です。浄化槽は保守点検及び水質検査を定期的に行うことが義務付けられており、関係機関と連携を図りながら、浄化槽の適正な維持管理の徹底を図ります。

## 2 し尿処理等の予測

### (1) 生活排水処理人口の予測

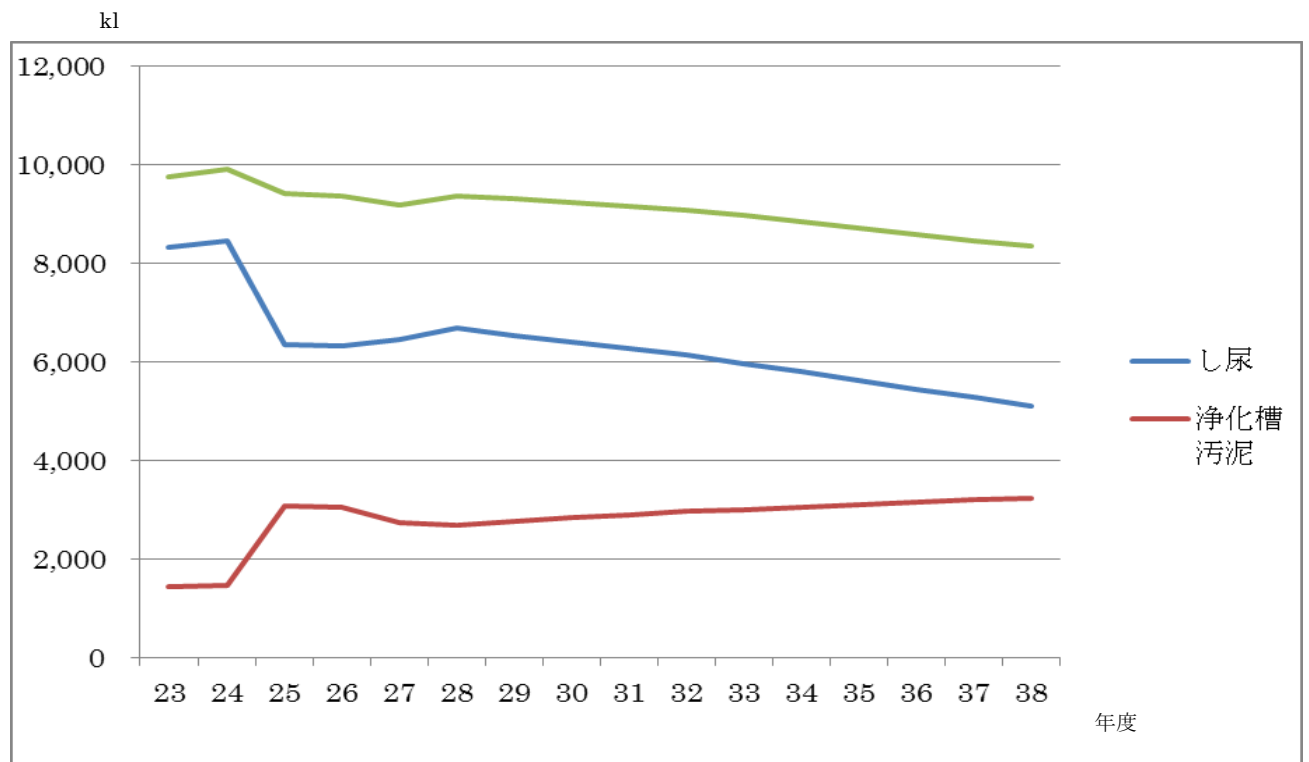
(単位：人)

年 度	実 績					予 測										
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
行政区域内人口	19,377	19,135	18,824	18,458	18,100	17,900	17,835	17,770	17,704	17,639	17,493	17,347	17,201	17,054	16,907	16,770
し 尿 人 口	11,002	10,513	9,399	8,769	8,385	8,119	7,951	7,786	7,620	7,455	7,256	7,043	6,830	6,620	6,412	6,213
浄化槽人口	3,880	4,119	4,943	5,239	5,333	5,435	5,574	5,711	5,846	5,980	6,066	6,167	6,265	6,359	6,450	6,541
農業集落排水人口	592	594	601	607	596	603	609	614	619	624	629	633	638	643	647	652
公共下水道人口	3,903	3,909	3,877	3,843	3,786	3,743	3,701	3,659	3,619	3,580	3,542	3,504	3,468	3,432	3,398	3,364
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### (2) し尿処理量の予測

(単位：kl)

年 度	実 績					予 測										
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
し 尿	8,331	8,456	6,350	6,330	6,462	6,681	6,542	6,406	6,269	6,133	5,969	5,793	5,617	5,444	5,272	5,108
浄化槽汚泥	1,425	1,448	3,059	3,036	2,731	2,692	2,760	2,827	2,893	2,959	3,001	3,050	3,098	3,144	3,188	3,232
合 計	9,756	9,904	9,409	9,366	9,193	9,373	9,302	9,233	9,162	9,092	8,970	8,843	8,715	8,588	8,460	8,340



### 3 計画の施策

#### (1) 基本方針

##### ①し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

#### (2) 基本方針を達成するための施策

##### 施策1 適正な収集運搬体制の構築

収集運搬許可業者については、し尿・浄化槽汚泥収集量の推移に対応した収集体制を構築します。し尿・浄化槽汚泥の収集量は減少傾向にあり、現収集運搬体制で十分対応できることから、当面新規業者については、収集運搬業許可を許可しません。

##### 施策2 適正な処理体制の検討

し尿・浄化槽汚泥の処理量が減少していることから、し尿処理施設の効率的な運転形態を検討します。

処理施設については、地元との調整を行いながら、早期に長寿命化計画を作成し、適正な運営管理を行うため計画的な修繕を行います。

また、搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の性状に著しい変化が生じないようし尿収集業者と適宜調整を図ります。

##### 施策3 浄化槽の普及促進

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業処理区域以外の地域に対し、浄化槽の普及を推進し、設置費の補助を行います。また、既に設置されている単独浄化槽については、合併処理方式の浄化槽への転換を図ります。